



印刷

2021年1月 - 2021年6月

都道府県	会場	1月	2月	3月	4月	5月	6月
静岡県	(一社)三島建設業協会 映像講習		2/2(火)		4/7(水)		6/2(水)
静岡県	CSA貸会議室 映像講習		2/10(水)				6/4(金)
静岡県	浜松労政会館 映像講習		2/16(火)	3/12(金)	4/2(金)		
静岡県	(一社)袋井建設業協会 映像講習			3/11(木)		5/14(金)	
静岡県	静岡県教育会館 すんぷらーざ 映像講習			3/18(木)	4/15(木)	↑	
静岡県	(一社)下田建設業協会 映像講習				4/7(水)		

今年は2回だけです。

2021年7月 - 2021年12月

都道府県	会場	7月	8月	9月	10月	11月	12月

東京都港区虎ノ門4丁目2番12号  
 虎ノ門4丁目MTビル2号館  
 Tel. 03-5408-1812 (監理技術者講習受付センター)  
 電話番号のお掛け間違いにご注意ください

《注意点》

袋井建設業会館を会場に行われる「監理技術者講習」は今年は2回のみです。  
 令和2年度：令和 3年 3月11日(木)  
 令和3年度：令和 3年 5月14日(金)

\*\*\*既にインターネットでもFAXでも受付が開始されております。\*\*\*

建設業法施行規則等の一部改正(令和3年1月1日から施行)のため、有効期限の取扱いが変更になりました。今年更新時期を迎えている方は12月31日までに受講すれば良いこととなりますが、袋井建設業会館を会場に実施するのは3月11日(木)と5月14日(金)のみです。袋井建設業会館で受講希望の場合は、お早めに建設業振興基金に直接お申し込みいただけますようお願いいたします。

## 監理技術者講習の有効期間が変更されます

### 現行

選任されている監理技術者は、当該選任期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行なわれた講習を受講していなければならない。

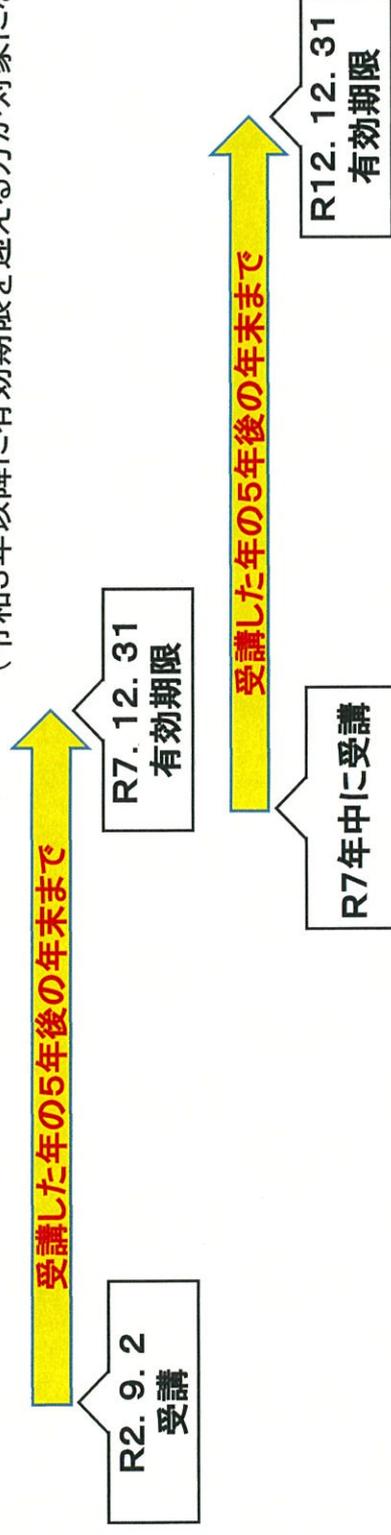
(例)



### 改正

選任されている監理技術者は、講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者でなければならない。

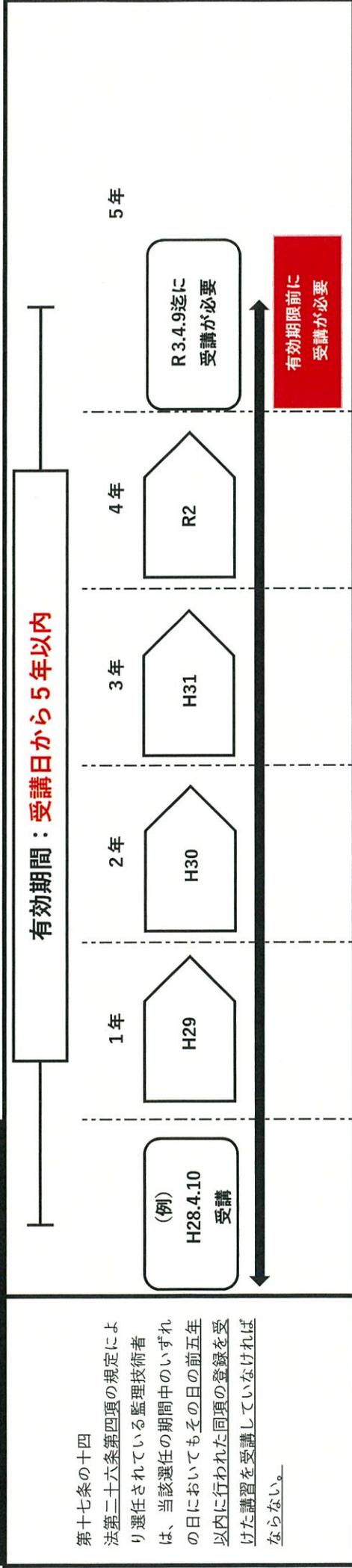
(令和3年以降に有効期限を迎える方が対象になります)



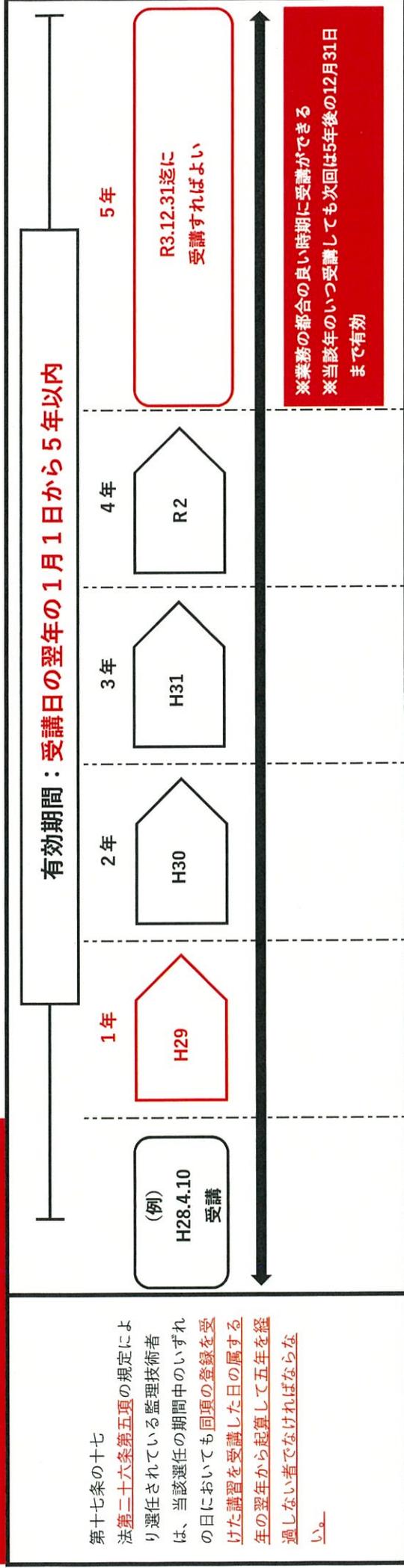
有効期限を迎える年(1月～12月)に受講することにより、有効期間は5年間継続されます。繁忙期を外して受講することができます。

監理技術者講習の有効期間の取扱いの変更 ◆建設業法施行規則の一部改正（令和3年1月1日から施行）

改正前



改正後



※大臣認定対象者の有効期間は上記改正の適用外